

適切な時期に報告してください



労働安全衛生法第 100 条等に基づき、事業者は労働災害、事故、健康診断結果等を所轄の労働基準監督署長に報告することが義務付けられております。下記報告内容等をご確認いただき、**年度初めなどの時期にまとめて報告することなく、適切な時期に報告してください。**

「遅滞なく」とは



労働局・労働基準監督署
への申請・届出はオンライン
をご利用ください



労働安全衛生法関係の届
出・申請等帳票印刷にか
かる入力支援サービス

「正当又は合理的な理由（被災者本人と面談できない場合等）がある場合を除き、事情の許す限り最も速やかに」という意味であり、**概ね 1 週間から 2 週間以内程度**と解されます。なお、労働者死傷病報告等について、提出まで概ね 1 か月を超過している場合は、提出が遅れた理由について書面による提出（遅延理由書）を求めることがあります。

報告が必要なもの

※下記以外にも報告が義務付けられているものがあります 電子申請＝電子申請が義務化されているもの

安衛令＝労働安全衛生法施行令

安衛則＝労働安全衛生規則

どんなとき（場合）	報告名称	時期など
労働者が 労働災害等 （労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒）により死亡又は休業したとき	労働者死傷病報告	遅滞なく 電子申請
事業場又はその付属建築物内で 事故 （安衛則第 96 条に定めるもの）が発生したとき ①火災又は爆発、② 遠心機械、研削といしその他の高速回転体の破壊、③ 機械集材装置、巻上げ機、索道の鎖又は索の切断、④ 建設物、付属建設物、機械集材装置、煙突、高架そう等の破壊など	事故報告書	遅滞なく
総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医 を選任した場合	総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告	14 日以内 電子申請
常時 50 人以上の労働者を使用する事業者が、 ストレスチェック （心理的な負担の程度を把握するための検査）を実施したとき	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	遅滞なく 電子申請
常時 50 人以上の労働者を使用する事業者が 定期健康診断 を実施したとき	定期健康診断結果報告書	遅滞なく 電子申請
有機溶剤等健康診断 （雇入れの後 6 月以内ごとの定期のもの及び、定期のものに医師が必要として健診項目を追加した際）を行った場合	有機溶剤等健康診断結果報告書	遅滞なく 電子申請
特定化学物質等健康診断 （雇入れの後 6 月以内ごとの定期のもの及び、定期健康診断の結果、異常の疑いのある者で医師が必要とした際）を行った場合	特定化学物質等健康診断結果報告書	遅滞なく
四アルキル鉛健康診断 （雇入れの後 3 月以内ごとの定期のもの及び、定期のものに医師が必要として健診項目を追加した際）を行った場合	四アルキル鉛健康診断結果報告書	遅滞なく
電離放射線健康診断 （雇入れの後 6 月以内ごとの定期のもの、緊急作業業務従事者で配置替え後 1 月以内ごとのもの）を行った場合	電離放射線健康診断結果報告書	遅滞なく
じん肺法による健康診断 を実施した事業場及びじん肺法による健康管理が必要な労働者を雇用している場合（じん肺管理区分の毎年 12 月 31 日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況についての報告）	じん肺健康管理実施状況報告 ※じん肺健診を実施していない年も毎年 12 月末日現在の状況の報告が必要です	翌年 2 月 末日 電子申請
石綿健康診断 （雇入れの後 6 月以内ごとの定期のもの及び、定期健康診断の結果、異常の疑いのある者で医師が必要とした際）を行った場合	石綿健康診断実施報告書	遅滞なく
歯科健康診断 （安衛令第 22 条に定める業務）（雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についた後 6 月以内ごとに 1 回）を行った場合	有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書	遅滞なく 電子申請

